

○河南町地域公共交通会議規則

平成27年2月23日規則第2号

改正

令和5年7月3日規則第15号

河南町地域公共交通会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、河南町附属機関設置条例（平成25年河南町条例第1号）第3条の規定に基づき、河南町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、附属機関設置条例別表に掲げる当該担任事務の趣旨に基づき、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (2) 河南町運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び変更の協議に関すること。
- (4) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 交通計画に基づく、事業の実施に関すること。
- (6) その他交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議の委員は、30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局長が指名する者
- (3) 大阪府公安委員会（警察）が指名する者
- (4) 道路管理者が指名する者
- (5) 地域住民又は利用者の代表
- (6) 一般旅客自動車運送事業者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体
- (8) 河南町副町長

(参考1)

(9) その他交通会議が必要と認める者

(10) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他反社会的な行為により委員としてふさわしくない行為があると認める場合は、第3項の規定にかかわらず、解嘱又は解任することができる。

(役員)

第4条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名以内

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員は、必要に応じて代理人を出席させることができることとし、その代理人の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会議は、原則として公開とする。

(会議の特例)

第6条 会長は、緊急の必要があり、かつ、交通会議を開催する時間的余裕がない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い合わせ、交通会議の会議に代えることができる。

2 前条第5項の規定は、前項の場合において準用する。

(部会)

第7条 交通会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を交通会議に報告する。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 交通会議で整った事項については、交通会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(監査)

第10条 交通会議に監事を2名置く。

- 2 監事は、交通会議の出納監査を行う。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬)

第11条 委員の報酬及び費用弁償の額は、河南町報酬及び費用弁償条例（昭和32年河南町条例第49号）の定めるところによる。

(事務局)

第12条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 交通会議の事務局は、地域公共交通担当課内に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この規則の規定により最初に委員となった者の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

(会議の招集に係る特例)

3 この規則の施行及び委員の任期満了後最初に行われる交通会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長がこれを行うものとする。

附 則 (平成27年4月1日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の河南町地域公共交通会議規則の規定は、平成27年3月1日から適用する。

附 則 (令和5年7月3日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。